

第151回 船橋市都市計画審議会

報告 1

船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等について(報告)

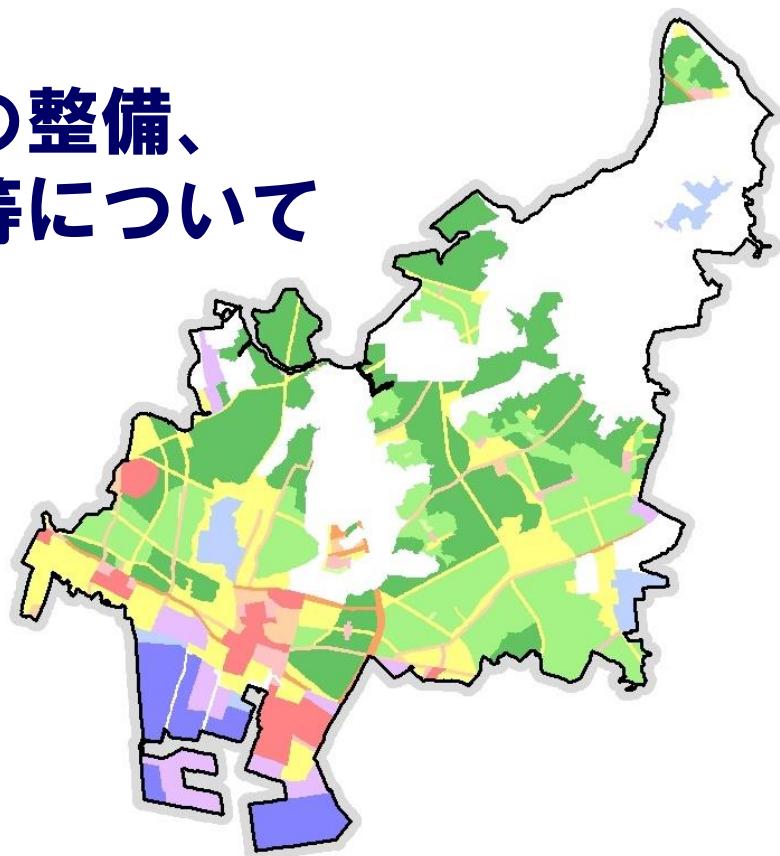
第151回船橋市都市計画審議会

報告1

船橋都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更等について (報告)

船橋市 建設局
都市計画部 都市計画課

令和7年2月5日



1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (=都市計画区域マスタープラン)

- ・都市計画法第6条の2に基づく
- ・都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを示す
- ・都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、定期的に見直し
(前回は約10年前に見直し)
- ・決定権者は千葉県

平成28年3月
(2016年)

現行の都市計画区域マスタープランを決定
(目標年次は平成37年(令和7年))

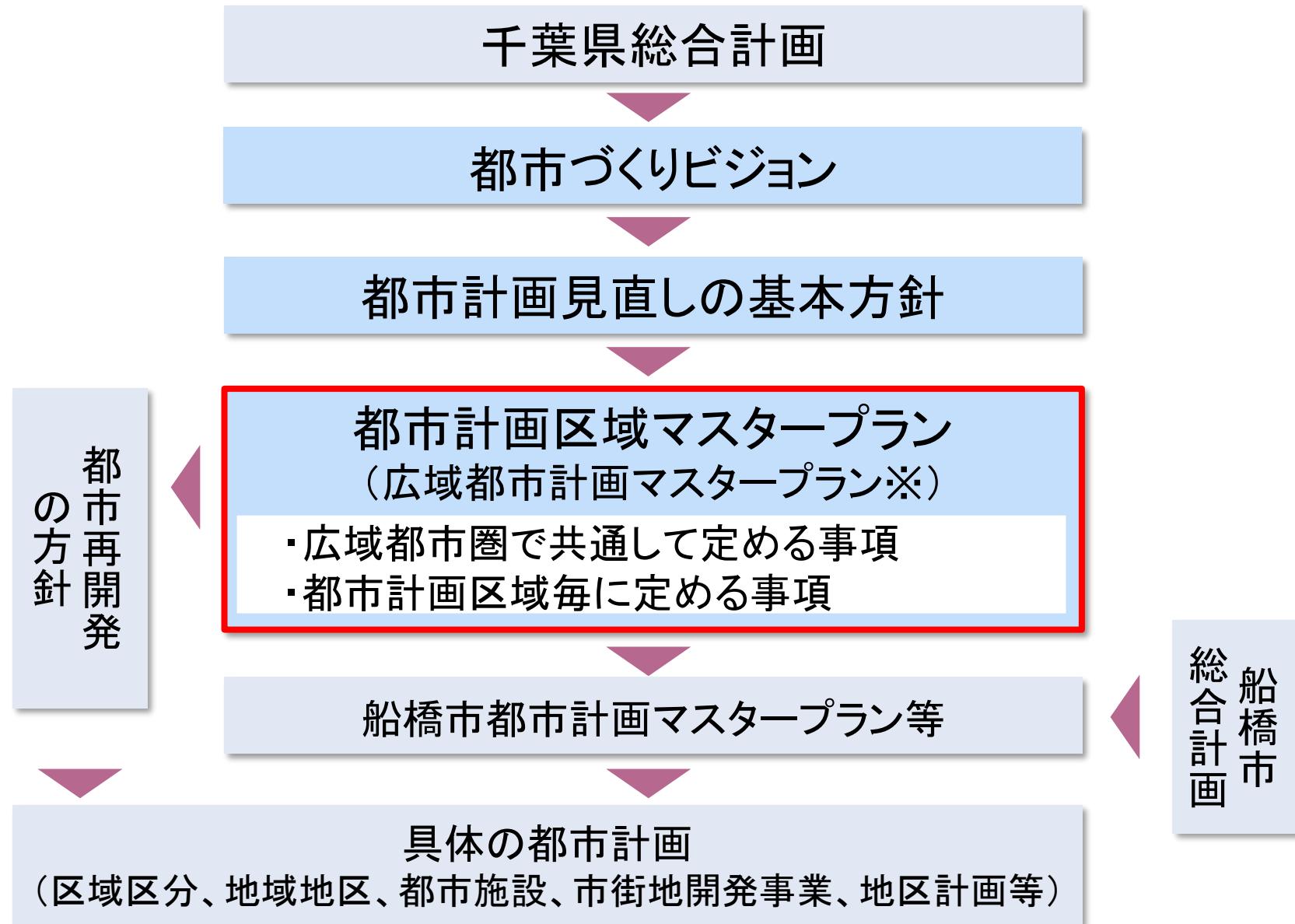
令和4年3月
(2022年)

海老川上流地区のまちづくり等を踏まえ一部変更

現在

令和8年以降の都市計画区域マスタープラン
決定に向けて見直し

2 都市計画区域マスターplanの位置づけ

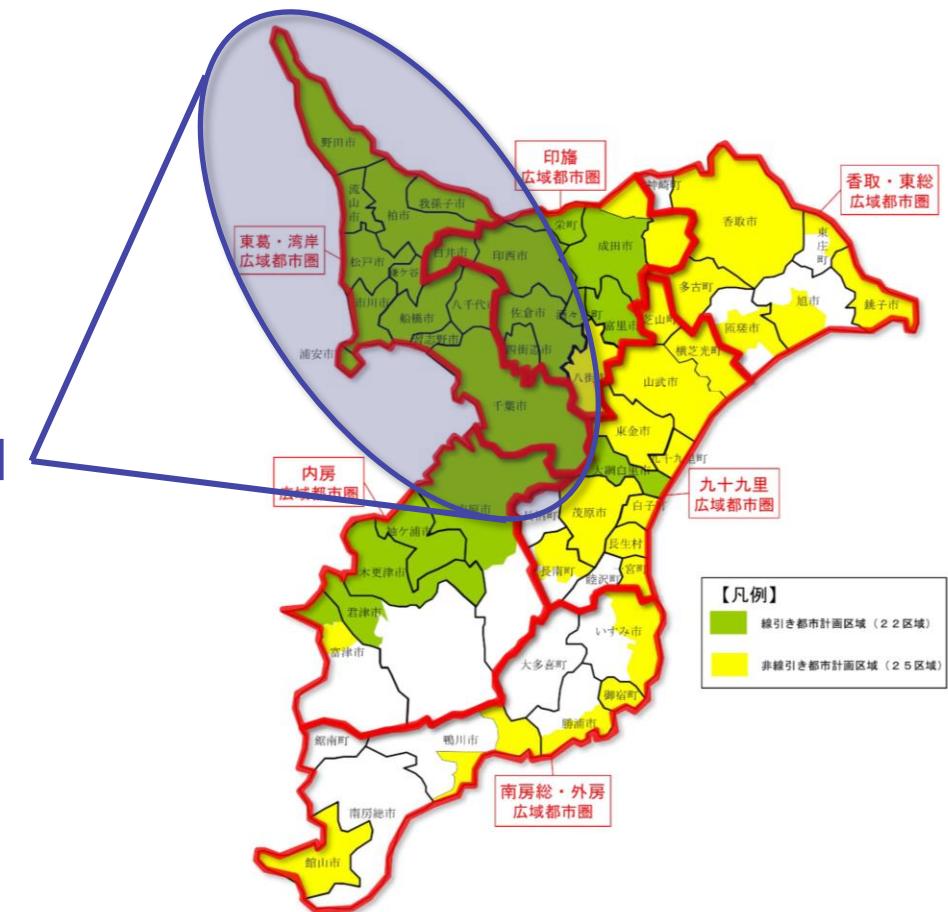


※ 広域都市計画マスターplanとは

- 中長期的視点に立った圏域の将来像と、その実現に向けた都市計画の大きな道筋を明らかにするために、広域都市圏ごとの広域都市計画マスターplanを策定

船橋市は
「東葛・湾岸広域都市圏」

東葛・湾岸広域都市圏
(11市)共通の将来像・
目標等を定める



3 都市計画区域マスターplanの構成

広域都市圏で共通して
定める事項

1. 都市づくりの基本理念

- (1) 基本理念
- (2) 目標年次
- (3) 広域都市圏

2. 東葛・湾岸広域都市圏の都市計画の目標

- (1) 本マスターplanの対象範囲
- (2) 現状と課題
- (3) 目指すべき将来像
- (4) 都市づくりの目標と方向性

3. 広域都市圏構造図

都市計画区域毎に定める事項
(従来の区域マス)

1. 都市計画の目標

- (1) 都市づくりの基本理念
- (2) 地域毎の市街地像

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (1) 区域区分の決定の有無
- (2) 区域区分の方針

3. 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 都市づくりの方針
- (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

4. 方針付図

4 船橋都市計画区域に定める事項

1. 都市計画の目標

- (1) 都市づくりの基本理念
- (2) 地域毎の市街地像

■ 総合計画、都市計画マスターplanの位置づけを踏まえた見直し

第3次船橋市総合計画

人もまちも輝く笑顔あふれる船橋

一人一人が
自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康
で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、
進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、
人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る
強靭なまち

船橋市都市計画マスターplan

まちづくりの目標

交流により発展し
便利で住みよい
まちづくり

誰もが
安全・安心・快適に
暮らせるまちづくり

自然と人と産業が
調和したまちづくり

4 船橋都市計画区域に定める事項

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (1) 区域区分の決定の有無
- (2) 区域区分の方針

■ おおむねの人口(案)

	令和2年	令和17年
都市計画区域内	約 643千人	おおむね 656千人
市街化区域内	約 604千人	おおむね 619千人

■ 市街化区域のおおむねの規模(案)

	令和17年
市街化区域面積	おおむね 5,551 h a

※現在の市街化区域面積と同じ

4 船橋都市計画区域に定める事項

3. 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 都市づくりの方針
- (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

■ 千葉県の「都市計画見直しの基本方針」等を踏まえて、都市づくりの方針を設定

1

人口減少に対応したコンパクトで
効率的な都市構造への転換に関する方針

2

社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による
地域振興に関する方針

3

激甚化・頻発化する自然災害への
対応に関する方針

4

自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する
方針

4 船橋都市計画区域に定める事項

3. 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 都市づくりの方針
- (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

■ 各種計画・施策の進捗に合わせた見直し

- ・都市施設(道路、下水道等)
- ・市街地整備
- ・自然的環境(公園、緑地等) 等

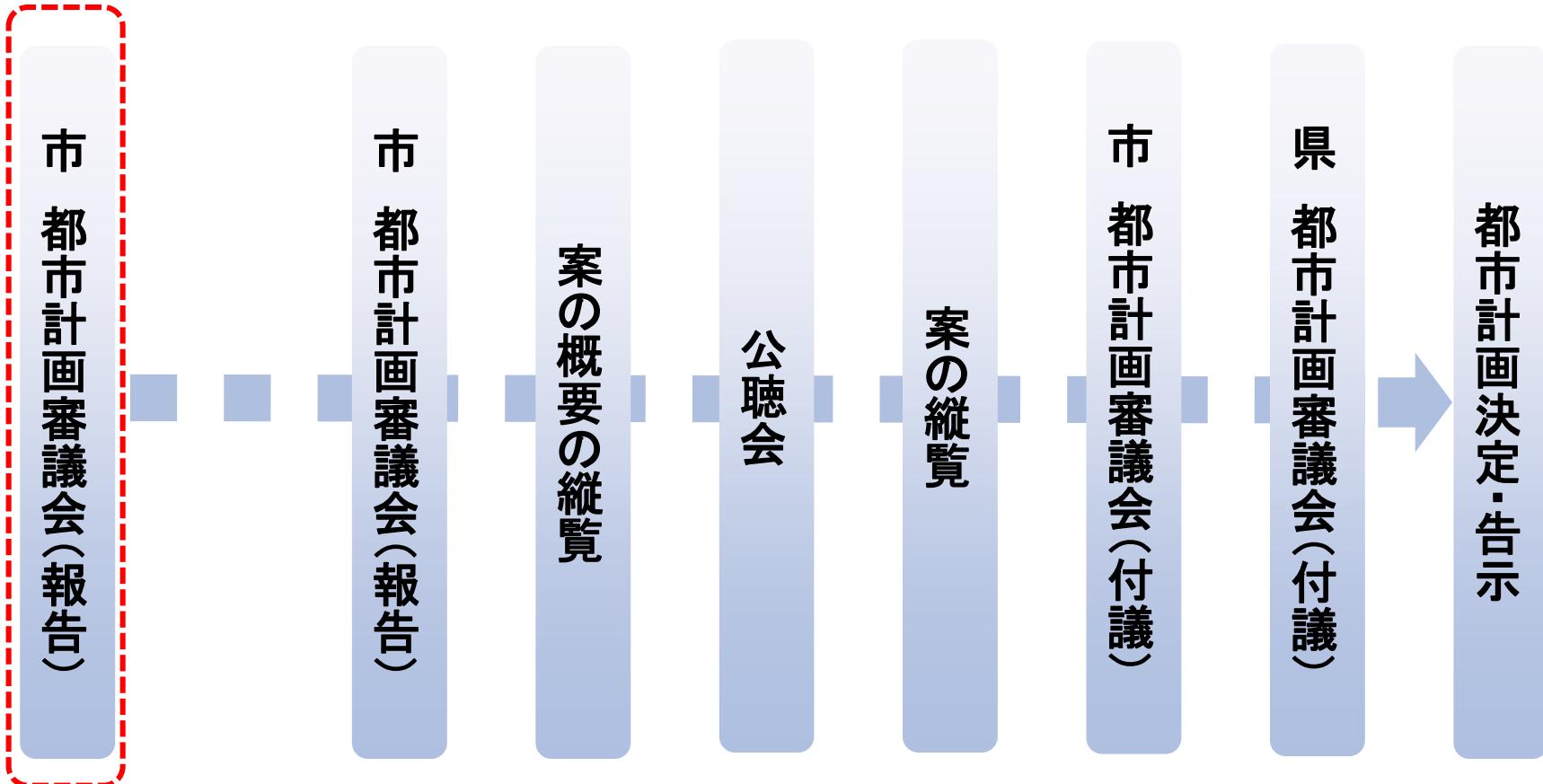
■ 近年のまちづくりの趨勢を踏まえた見直し

- ・コンパクトな都市づくり
- ・ウォーカブルなまちなかの形成
- ・広域道路ネットワークを生かした産業拠点の形成
- ・グリーンインフラ
- ・ゼロカーボン 等

5 今後のスケジュール(予定)

令和6年度

令和7年度



本日

◆都市計画の手続き等に関する内容については、決定次第、市ホームページや市広報等でお知らせします。
なお、今後の状況により予定が変更となる場合もあります。